

常設相談会 ー相談する

常設相談会のご案内

高知県司法書士会では、以下の日時・会場にて無料相談を行っております。お気軽にご利用ください。相談には、全て事前予約が必要です。(※1)

司法書士常設 無料 法律相談			
相談日	相談時間	相談場所	予約連絡先
毎週土曜日	13時～15時	高知県司法書士会館	高知県司法書士会 総合相談センター  TEL 088-825-3143
		四万十市社会福祉センター	
第1・3土曜日	10時～12時	安芸市総合社会福祉センター	
第1・3土曜日	13時～17時	須崎市立市民文化会館	
毎週水曜日 【後見相談に限る】	18時30分 ～20時	高知県司法書士会館	
法テラス民事法律扶助相談 (※2)			
相談日	相談時間	相談場所	予約連絡先
毎週土曜日	15時～17時	高知県司法書士会館	高知県司法書士会 総合相談センター  TEL 088-825-3143
		四万十市社会福祉センター	
毎週水曜日 【多重債務相談に限る】	18時30分 ～20時	高知県司法書士会館	

※1 予約状況、相談内容等により、日時のご希望にそえない場合がございます。

※2 司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス（日本司法支援センター）と契約している司法書士の事務所（平成27年4月現在、県内74名）、または指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力（収入や保有資産）が一定額以下である方を対象としております。なお、相談回数には制限があります。司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が140万円を超えない請求等に限定されています。要件の詳細につきましては、法テラス高知地方事務所(TEL 050-3383-5577)までお問合せ下さい。

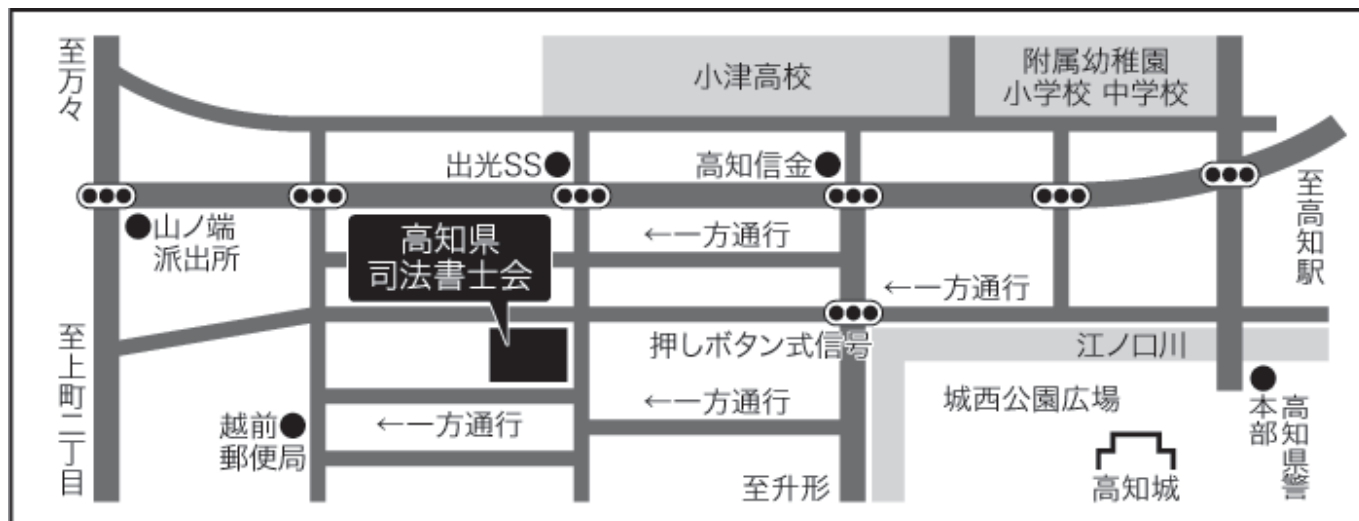
《相談予約・問合せ》

高知県司法書士会総合相談センター

TEL 088-825-3143 (お気軽にお問合せ下さい)

高知市越前町2-6-25 高知県司法書士会館

高知県司法書士会HP <http://www.kochi0888253131.com/>



今日の小さな一歩が、  
明日の大きな「面倒」を防ぐことがある  
家族のこと、お金のこと、仕事のこと、相続のこと…  
一人で悩みを抱えて困っている、あなたへ。  
解決の糸口はきっと見つかります。わたしたち司法書士と一緒に探しましょう。

相談例

◆成年後見のこと

- ・ 認知症になってしまった親の財産管理をするために、成年後見制度を利用したい
- ・ 自分が認知症になったときのために、任意後見制度の利用を検討したい

◆お金のこと

- ・ 返しても返しても借金が減らない
- ・ 返済が滞り、訴えられている
- ・ 保証人として支払請求をされ困っている
- ・ 自己破産について知りたい

◆仕事のこと

- ・ 一生懸命働いたのに賃金が支払われない
- ・ 残業代をきちんともらいたい
- ・ 突然解雇されて困っている

#### ◆相続のこと

- 兄弟間で相続争いが生じている
- 遺産の中に借金がある
- 後々子どもたちがもめないように、自分が元気なうちにきちんとしておきたい

#### ◆日常生活のトラブルに関すること

- 大家さんが敷金を返してくれない
- 滞納家賃を払って欲しい
- 訪問販売で不要な高級品を買ってしまったのでクーリングオフしたい

#### ◆不動産登記のこと

- 親の不動産を相続したので名義を変えたい
- 土地を買って家を建てたい
- 子どもに不動産を譲りたい

#### ◆商業登記のこと

- 会社を起こしたい
- 定款を変えたい
- 役員を変更したい

など。

高知県司法書士会が主催するものではありませんが、司法書士を相談員として派遣している相談会です。

対象地域	相談名	開催日	開催日時	開催場所	予約方法
高知市民 対象	無料法律相談 (高知市)	毎月第1・3水曜日 (但し祭日にあたる 場合は休み)	午後1時～3時	高知市役所 南別館7階 (旧高知税務署 東となり)	高知市役所 市民相談センター 予約先電話 088-823-9355 (平日の8時30分～ 17時15分)
高知市民 対象	無料法律相談 (高知市)	毎月第1・3日曜日 (但し祭日にあたる 場合は休み)	午後1時～3時30分	高知市本町 4丁目1-24 高知市役所 本町仮庁舎1階 (旧JAビル)	高知市役所 市民相談センター 予約先電話 088-823-9355 (平日の8時30分～ 17時15分)